

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

<位置・面積>

富山市は富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本海の富山湾に面している。市域は東西60km、南北43kmで、面積は1,241.74km<sup>2</sup>と富山県の約3割を占めている。また、総面積の69.2%を森林が占めており、森林面積の32.8%は国有林(中部山岳国立公園等)となっている。

<自然的要因>

◇地 勢

富山市の東南部には急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵が横たわっている。また、常願寺川神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開し、富山湾へ注いでいる。

このように、本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった地帯である。

また、富山平野を構成する沖積層は、常願寺川、神通川より堆積された砂礫層からなり、これらの河川の地下水涵養とあいまって豊富な帯水層を形成している。しかし、地震動による液状化が発生しやすい。

◇気象概況

①春 冬から夏の転換期の初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。

②夏 梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続くが後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。

梅雨明け後は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

③秋 移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。

晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天気となる。

④冬 西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。

海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときは、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

市内には、洪水で重大な被害が生じるおそれのある河川が多く流れており、富山市の「洪水ハザードマップ」によると、想定し得る最大規模の降雨により、平野部の広い範囲で、浸水深 0.5m以上の浸水の発生が想定されている。

特に、一級河川常願寺川や神通川が氾濫した場合の影響が大きく、常願寺川の氾濫では、富山平野の扇状地を浸水が拡がることで、市中心部まで洪水の影響が及ぶことが想定されている。一方、神通川の氾濫では、神通川沿いに深い浸水が想定されるほか、熊野川や井田川の合流部や、宿泊、飲食、サービス業が多く立地する交通結節点である富山駅の周辺の大半は家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。

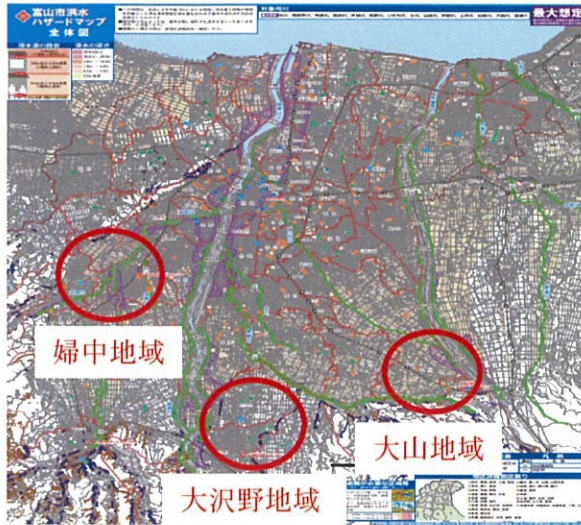


図 1. 富山市洪水ハザードマップ(全体図)

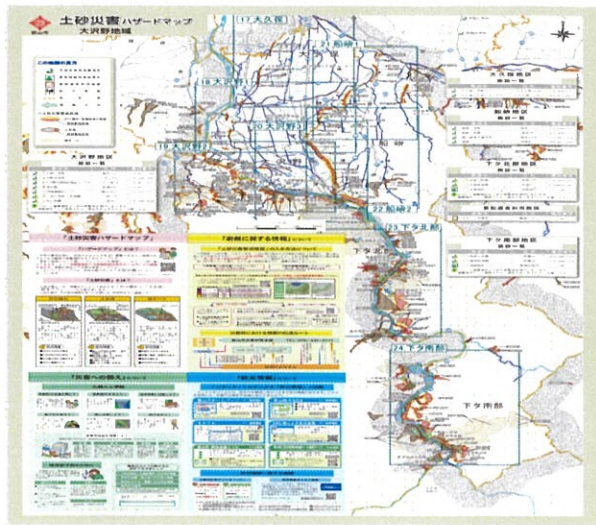


図 2. 富山市土砂災害ハザードマップ(大沢野地域)

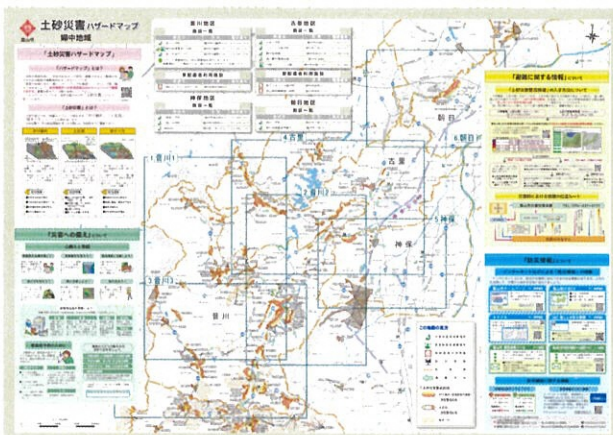


図 3. 富山市土砂災害ハザードマップ(婦中地域)

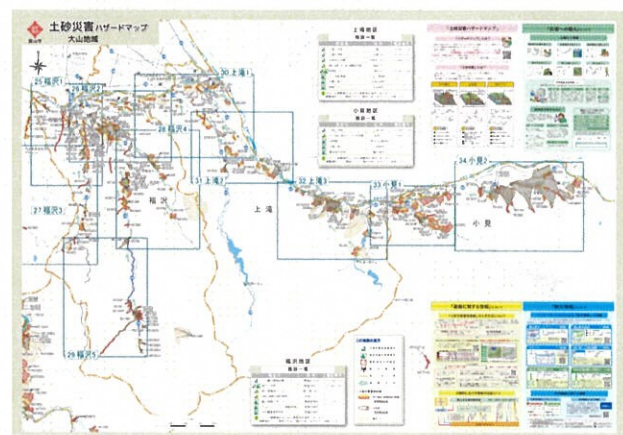


図 4. 富山市土砂災害ハザードマップ(大山地域)

**(土砂災害：ハザードマップ)**

富山市の「土砂災害ハザードマップ」によると、富山市西部の呉羽丘陵周辺や南部の中山間地域には、がけ崩れ等土砂災害が生じるおそれのある区域が複数存在する。

これらの区域に近接して、住宅や事業所、大学等の教育施設が複数立地している。

**(地震 J SHIS)**

地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、当所が位置する地点は震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 1.9% の確率で発生すると示されている。

**(その他)**

富山市内には、神通川や常願寺川などの大河川に加え、複数の中小河川や排水路等が流れており、これまでも集中豪雨に伴う内水氾濫による浸水被害に見舞われている。

**(感染症)**

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐

れがある。

## (2) 商工業者の状況（出典：平成28年経済センサス活動調査）

商工事業者数	小規模事業者数
20,359社（者）	18,011社（者）

### 【内訳】

	業種	事業所数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	1,454	市内に広く分散している
	卸売業、小売業	5,469	堀川、総曲輪、光陽、広田が多い
	建設業	2,204	市内に広く分散している
	不動産業、物販賃貸業	1,037	”
	宿泊業、飲食・サービス業	2,319	総曲輪、八人町、愛宕に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	1,740	市内に広く分散している
	その他業種（医療、学術、教育等）	6,136	”
	合計	20,359	

## (3) これまでの取組状況

### 1) 富山市の取組

- ①富山市危機管理基本指針の策定
- ②富山市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ③被災者用支援物資及び衛生用品等の備蓄
- ④富山市業務継続計画の策定
- ⑤富山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当会の取組

- ①事業者BCPに関する国などの施策の周知  
中小企業・小規模事業者の災害時に対する備えや必要性について、BCP計画の策定と運用に関する情報を富山県商工会連合会が毎月発行する会報「商工会とやま」での周知のほか、チラシの配布や窓口設置などを行い、防災知識の普及啓発を行っている。
- ②事業者BCP関連の策定支援  
中小企業・小規模事業者に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」について啓発活動を行う共に、「事業継続力強化計画」への策定支援を行っている。
- ③事業者BCPセミナーの周知  
富山県商工会連合会や関係機関で開催されるBCP関連セミナーを中小企業・小規模事業者に周知し、BCP策定への普及に取り組んでいる。
- ④富山県火災共済協同組合・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進  
自然災害時の会員企業のリスク対応支援として、富山県火災共済協同組合の休業対応応援共済や、損害保険会社と連携している「ビジネス総合保険」や「業務災害保険」等へ加入促進に取り組んでいる。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の設置  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置。各種の支援施策等を利用しながら経営支援を行っている。

## ⑥富山市が実施する防災訓練への告知及び協力

### II. 課題

防災・減災にかかる情報を密にする連携体制を構築する必要があり、災害発生時の被災情報や発災後の対応に関する情報はもちろん、事前対策として災害時の対応方法、連絡手段の事前共有など事業者の事業継続支援を促進する必要がある。

- ① 緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制と災害発生時の対応  
緊急時において事業者への支援対策を実施するにあたり、行政・関係機関との手段・対応方法など連携・協力体制が具体化されていない。  
また、災害発生時における円滑な取り組みについてのマニュアルが整備されていない。
- ② 事業者BCP策定の周知・支援  
事業者は、様々な経営課題がある中では、BCP策定に対する優先順位が低い上に非常時の備えまではなかなか手が回っていない。普及啓発・周知活動も十分ではなく、各機関・団体もそれぞれ取り組んでいることから、関係機関との連携による取組強化が必要である。
- ③ 事業者支援におけるスキル及びツール不足  
発災時において商工会の支援機能が停止する事のないよう、テレワークやスプリットオペレーション等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有を図ることが必要である。
- ④ 感染症やサイバー攻撃への対策不足  
新型コロナウイルス感染症の対策が不十分であり、地区内の中小企業・小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えマスクや消毒液の備蓄、リスクファイナンス対策などの周知が必要である。  
また、地区内の中小企業・小規模事業者はランサムウェアなどのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策が必要となっている。

### III. 目標

当会と富山市が一体となり、それぞれの役割を確認・担当する事によって災害発生の際にも安定的かつ継続的な経営活動を継続できる中小企業・小規模事業者を多く輩出し、有事の際にも中小企業・小規模事業者が中核となって地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域づくりを目標とする。

- ① 緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制構築と災害発生時の対応  
当会と行政機関が発災時における連絡体制を円滑にするため、富山県と富山市及び富山県商工会連合会等との被害情報報告ルートを構築する事や、自然災害発生時にも速やかに復興支援策が履行できるように、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ② 事業者BCP策定の周知・支援  
地区内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害や感染症がもたらす経営リスクの認識を深めてもらい、実効性のあるBCP対策の必要性を周知徹底する。
- ③ 事業者支援におけるスキル及びツール不足対策  
商工会の支援機能停止を防止する体制を構築するため、VPN接続による商工会グループウェアや、クラウド型経営支援ツールを活用し作業データのクラウド化などを強化する。
- ④ 感染症やサイバー攻撃への対策  
新型コロナウイルス感染症は、基本的に人と人との接触が大きなりスクとなり中小企業・小規模事業者の事業活動や業務の停滞が生じる事となる。「海外感染拡大発生期」、「国内感染者発生期」、

「全国感染拡大～蔓延期」、「社内感染者発生期」には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

また、最近ではサイバー攻撃（ランサムウェア・エモテットなど）により中小企業・小規模事業者も事業活動の停止に追い込まれる危険性に面している。平時からセキュリティ対策に取り組む助言・指導の徹底をすると共に、関係機関への速やかな連絡体制を構築する。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)	
			事業継続力強化計画	BCP
富山市南商工会 (令和4年4月1日現在)  2,143	1,965	令和5年度	3件	2件
		令和6年度	3件	2件
		令和7年度	3件	2件
		令和8年度	3件	2件
		令和9年度	3件	2件

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに富山県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

富山市地域防災計画に基づき、当会と富山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

自然災害発災時や感染症発生時に、速やかに応急対策に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### ① 巡回・窓口相談等における啓発活動

巡回や窓口相談時に「富山市ハザードマップ」などを利用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の各種損害保険・共済、行政の支援策の活用方法等）について説明する。

また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての周知を行う。

##### ② 事業者BCP策定セミナーの開催及び策定支援

BCPの具体的策定手法や、事前対策として災害リスクへの向き合い方、明文化の仕方についてセミナーを開催する。

また、専門家派遣制度等を活用し策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する損害保険会社から事業者BCP策定手法や各種情報の提供を受けながら事業者のBCP策定支援を行う。

##### ③ 災害リスクの周知

当会の会報や市広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### ④ 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、常に発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を検討する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ICTやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、令和5年度中に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画の作成予定である。

#### 3) 関係団体等との連携

当会に関連する団体（青年部・女性部・同友会、企業団地、工業クラブ、富山県火災共済協同組合、損害保険会社等）と共催して普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策（各種保険の紹介）等に関する個別相談会などを、地区内の小規模事業者を対象として普及啓発に繋がる事業を連携して行う。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

##### ① 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

##### ② 当会および富山市（担当部署）の間で、状況確認や改善点などについて必要に応じて協議を実施する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（洪水・土砂災害・地震・感染症等）が発生したと仮定し、富山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### ① 当会の職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

発災後、3時間以内に職員の安否報告を行う。

（ショートメール・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と富山市で共有する。）

#### ② 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

#### ③ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、富山市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

#### ① 当会と富山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

#### ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

#### ③ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な災害がある	・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と富山市は以下の間隔で被害情報などを共有する。

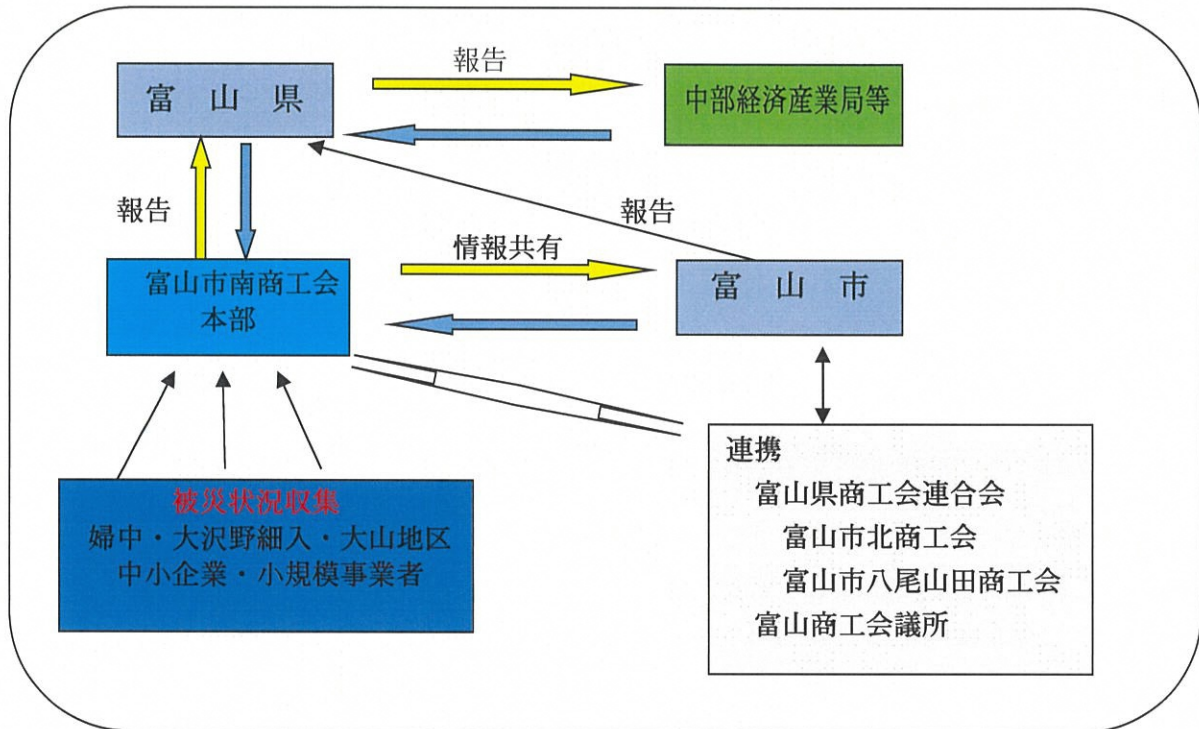
発災後 ～ 1週間	1日に3回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に2回共有する
2週間 ～ 1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

・ 富山市で取りまとめた「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

#### ① 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ② 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 当会と富山市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④ 当会と富山市が共有した被害情報を、県が指定する方法により当会より県へ報告する。
- ⑤ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法について、富山市と相談する（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況について確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 富山県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに富山県へ報告する。



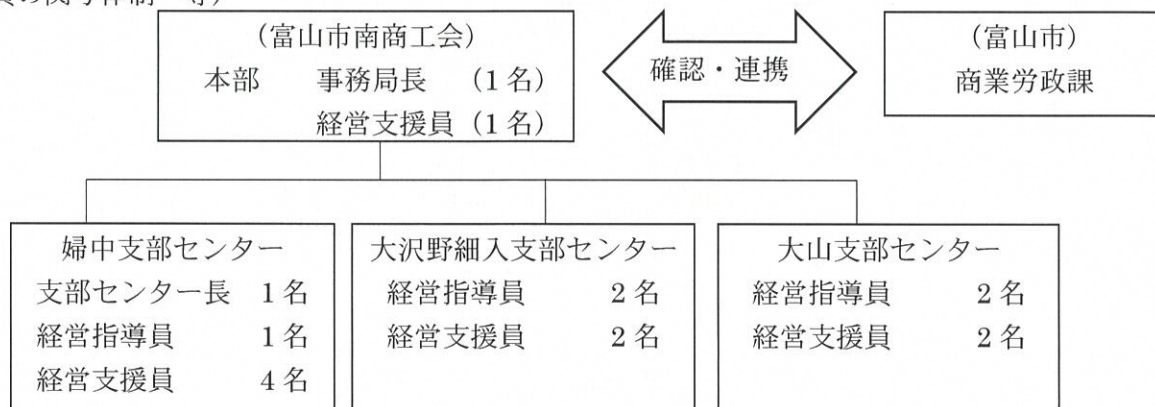
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

[氏名] 池口泰子 (主任経営指導員)

伊藤秀樹 (経営指導員)

(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

〒939-2254 富山県富山市高内317番地2

富山市南商工会/本部

TEL:076-461-6547 / Fax:076-461-6549

E-mail:south@shokoren-toyama.or.jp

②関係市町村

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

富山市 商工労働部商業労政課商業振興係

TEL:076-443-2070(直) / Fax:076-443-2183

E-mail:syogyorosei-01@city.toyama.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部地域産業支援課

TEL:076-444-3251(直) / Fax:076-444-4402

E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	165	165	165	165	165
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	93	100	100	100	100
・ 防災、感染対策費	32	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
富山県補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

